

(25. 9. 30)

今期定例会の開会以来、議員の皆様におかれましては、連日、御審議いただき、ありがとうございます。

ただ今議題となりました第24号議案及び第25号議案の2件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

去る9月15日から16日にかけて京都府全域に大雨をもたらした台風18号は、気象庁が全国で初めて、特別警報を京都府に発するなど、過去に経験したことのない雨量を記録しました。府内各地で住宅への浸水被害が発生し、特に府北中部地域においては由良川や中小河川の溢水・決壊による大規模な被害が、また京都市域から府南部地域においては、日本有数の観光地が大きな被害を受けるとともに茶園や貴重な文化財等も広範囲に被災するなど、府内全域にわたり甚大な被害をもたらしました。

京都府では、9月15日に災害警戒本部を立ち上げ、特別警報の発令とともに、災害対策本部を設置、被災状況を確認するとともに、被災者の救援、交通の回復、土砂の除去、中小企業者や農業者に対する相談窓口の開設など、被災地の支援・復旧に向け、全庁一丸となって取り組んでいるところであります。

また、府議会におかれましても、議会運営に当たって御配慮を賜るとともに、関係常任委員会による現地調査等を踏まえ、御指導をいただき厚く御礼申し上げます。

げます。

私も、この間、被災状況を肌で感じるため、府内20市町村を回るとともに、副知事など幹部を率先して現地に派遣し、被災者の方々の声をお聞きしてまいりました。今回の災害は、15名もの方が亡くなられた平成16年の台風23号被害に比べ、人的被害は少なかったところですが、経済に明るい兆しが見え始め、地域経済の再生を重点課題として取り組んでいる京都府にとりまして、大変な打撃となりました。特に、10年間に2度にわたり大規模な洪水に見舞われた由良川流域においては、これからの生活を立て直す気力を奪うような災害になってしまいました。

それだけに復旧対策を講じるに当たっては、一刻の猶予も許されないと感じました。今回の予算は、第1に府民の皆様の暮らしを支える社会基盤を早急に復旧すること。第2に多くの床上浸水が生じる中で、被災者の生活再建を全力で支えること。第3に農林水産業や中小企業など地域産業が再建に向けて元気を取り戻していただくことの3つを柱に、京都府として、今、できる限りの力を振り絞った過去にない思い切った予算を編成したところであります。

未だ、被害の全容は判明しておりませんが、少しでも早く京都府が災害復旧の先頭に立てるようにとの思いから、当面の対策として一般会計予算及び流域下水道事業特別会計予算の追加補正を行おうとするものであります。

以下、歳出予算の主なものについて、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1の柱である河川、道路、農地や茶園など、社会基盤の復旧につい

ては、土木施設の災害復旧に要する経費54億8,000万円、漂着流木の処理対策など土木施設の応急復旧に要する経費9億3,100万円を計上するとともに、農地等の被害に対しては激甚災害の指定を受けられる見込みであり、国の補助制度も積極的に活用し、水田や茶園、林道や漁港等、農林水産施設の災害復旧等に要する経費24億円を計上しております。また、農業集落排水施設の災害復旧に要する経費4,700万円などを計上し、地域を支える社会基盤の復旧に全力を挙げて取り組んでまいります。

第2の柱、被災者の生活再建支援であります。

被災された方々の生活を早期に再建し、地域の元気を取り戻す上で、住宅の再建は最重要課題であります。被災した住宅の再建に要する経費に対しましては、一部地域には国の被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給されますが、被災要件等が厳しく、今回の被災実態からすれば、ほとんどの住宅は支援を受けられない状況となっております。このため、国に対し柔軟な適用を要望するとともに、広域行政を担う京都府として、きめ細かな災害復旧事業を担う市町村財政にも配慮し、補助対象経費のうち3分の2を府が負担することで、市町村負担は3分の1に止め、全壊の場合には国の被災者生活再建支援法に基づく支援金と併せて最大で450万円、支援法の対象とならない床上浸水被害にも最大50万円の助成という全国トップレベルの助成策を行うこととし、そのために要する経費6億5,000万円を計上しております。

また、被災住宅の建替、補修等に必要となる資金に対する融資制度を創設す

ることとし、最初の5年間を無利子とするために今年度必要となる経費100万円を計上しております。さらには、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災された方々に対し、市町村を通じて融資を実施するために要する経費5,000万円、災害救助法に基づき支援物資の提供や日常生活に係る障害物の除去等を行う市町村に対する助成経費5,000万円を計上するとともに、被災市町村の要請に基づき実施する消毒活動に要する経費100万円などを計上しております。

第3の柱、産業の元気を取り戻す取組みであります。

今回の災害は、中小企業者や農業者等の方々の生産基盤にも大きな被害をもたらし、生産設備が使えなくなった事業者、農地が水没し生産の再開に自信をなくされた農業者の方々の切実な声を聞いてまいりました。現下の重点課題である地域経済を再生するためにも、こうした中小企業者や農業者等の方々が、災害からの復興に意欲を持って取り組んでいただけるよう、今まで以上にきめ細かく、かつ積極的な支援策を講じることとしました。

中小企業者等への対策としては、できる限り多くの中小企業者が支援を受けられるよう被災機器の修繕等に対し10万円を上限に経費の2分の1という、きめ細かな補助制度を設けることとし、そのために要する経費5,000万円を計上するとともに、大きな被害を受けられた方々には被災した生産設備等の更新を支援することとし、それに要する経費1億円を計上するなど、被災された中小企業者の実態に応じて支援してまいります。

また、融資限度額を有担保で2億円、無担保で8,000万円、融資利率を1.5%、

融資期間を最長15年とする台風18号緊急特別融資制度を京都市と協調して創設することとし、預託金100億円を計上し、被災された中小企業者等の一日も早い事業再開・再生を支援してまいります。

さらには、秋の観光シーズンに向け、府内観光地の景観整備や観光振興を支援することとし、それに要する経費1,500万円を計上するとともに、運行不能となっている伏見港の三十石船の修繕経費700万円を計上しております。

次に、農業者の方々の一日も早い事業再開等を支援するため、普及指導員や営農指導員等が伴走支援を行うとともに、ここにも被災した草刈り機等の小型農機具や農業用資材等の購入等へのきめ細かな補助制度を設け、農業者の生産回復を支援することとし、それに要する経費2,000万円を計上しております。

さらには、大型の農業用機械やトラクター、漁業関係機械等の設備の再建支援に要する経費3,000万円を計上し、農業者等の被害状況に応じた支援を行ってまいります。

また、京都米の来年度の生産を確保するための土壌改良資材の購入経費をはじめ、黒大豆や小豆、野菜、茶園等の病害防除に必要となる農薬等の購入経費に対して支援を行うこととし、それに要する経費3,500万円を計上しております。さらに、野菜のパイプハウスやお茶の被覆棚及び製茶設備等の復旧、野生鳥獣による農作物被害を防止するための柵の復旧に要する経費1億7,400万円を計上しております。

また、今回の被災者の中には京都府内で新たに就農し意欲的に農業を続けて

おられたものの、平成16年の台風23号に続き被災された若い農業者がおられます。こうした方々が、今後も継続して農業に取り組めるよう、経営再建に必要なとなる資金に対し、2年間で240万円を限度とする無利子貸付制度を創設し、貸付終了後5年間以上営農継続した場合には、3分の2の償還助成を行う、過去に例のない仕組みを組み合わせることで、営農の継続を支援してまいります。

このほか、社会福祉施設、清水寺や南禅寺をはじめとする文化財、府立学校施設、交通安全施設、その他府民利用施設等の災害復旧や北近畿タンゴ鉄道の災害復旧への支援に要する経費5億7,600万円を計上し、早期の復旧を図ることとしております。

以上が、歳出予算の概要であります。この結果、一般会計の補正予算額は、206億5,600万円となり、その財源といたしましては、国庫支出金、府債管理基金繰入金等の特定財源が206億4,600万円、一般財源として災害対策として寄せられた寄附金1,000万円を計上しております。また、特別会計の補正予算額は、流域下水道の災害復旧に要する経費3,000万円となっております。

以上が、ただ今議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。